平成２１年（フ）第１３２号
鹿児島県奄美市名瀬石橋町11番15号
破産者　有限会社吉野屋
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２１年（フ）第１２１号
沖縄県宜野湾市我如古１丁目11番12―201号丸進アパート、開始決定時の住所沖縄県宜野湾市我如古１丁目35番１号
破産者　比嘉　良哲
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第５７号
北海道釧路市宝町２番８号、開始決定時の住所北海道釧路市芦野３丁目15番11号
破産者　小野　正利
1　決定年月日　平成22年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第６０号
釧路市柳町12番162号
破産者　村上　良幸
1　決定年月日　平成22年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第７号
福島県大沼郡会津美里町永井野字岩ノ神2033番地４、前住所福島県大沼郡会津美里町松沢字向山2194番地１
破産者　渡部　克巳
1　決定年月日　平成22年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第９４号
福島県会津若松市旭町２番37号、前住所福島県喜多方市関柴町上高額字境田650番地１
破産者　本間裕美子
1　決定年月日　平成22年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第６４号
神戸市灘区国玉通３丁目２番７号
破産者　篠原　　隆
1　決定年月日　平成22年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５４８号
兵庫県尼崎市東園田町３丁目77―６―101、住民票上の住所神戸市北区中里町１丁目８番地の191
破産者　幹　　潤
1　決定年月日　平成22年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５９２号
神戸市東灘区本山南町２丁目６番17号山口ハイツ201号
破産者　ヒグチ・インテリアこと　樋口　聖二
1　決定年月日　平成22年７月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３４１２号
札幌市北区新琴似２条１丁目１番22号　小林悦子方、開始決定時の住所札幌市中央区界川２丁目７番10号
破産者　中村　惠一
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３４３号
札幌市東区東苗穂８条１丁目15番16号　左
破産者　織戸　直人
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９９６号
札幌市東区北15条東４丁目１番57―202号
破産者　小笠原友美
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４９９号
北海道旭川市豊岡９条４丁目８番10号
破産者　保勇　隆夫
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８８号
北海道旭川市神楽６条10丁目２番12号　第２旭マンション102
破産者　清田　康之
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９７号
北海道稚内市こまどり４丁目４番６号
破産者　堀井　　実
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２５７号
北海道十勝郡浦幌町字北町１番地の１
破産者　外崎　　暁
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第３２号
北海道帯広市西７条南31丁目２番地
破産者　平賀　利亮
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１１７４号
神奈川県藤沢市高倉821番地の２　メゾンリヴェール201
破産者　吉田順こと　金　　甲順
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２８号
東京都江戸川区平井５丁目17番５―601号ベルフラット
破産者　濱田　広美
1　決定年月日　平成22年７月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係